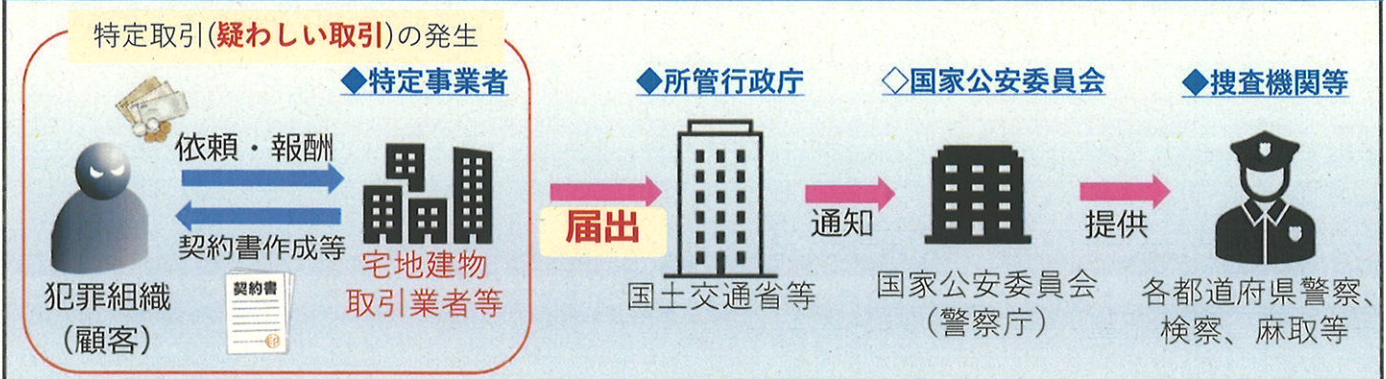


マネー・ローンダリング対策のために 疑わしい取引の届出をお願いします!!

宅地建物取引業者は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」における「特定事業者」として、**疑わしい取引の届出義務**が課されています。(犯罪収益移転防止法第8条第1項)

疑わしい取引に関する情報の流れ



◎「何かの犯罪に関係しているかも?」「犯罪で手にしたお金かも?」

などと感じたら積極的に届出をお願いします。

(例)・短期間で複数の宅地又は建物を現金で購入する顧客

- ・購入後、短期間のうちに売却する顧客
- ・経済合理性から見て異常な取引(取引を急ぎ、市場価格から大きくかけ離れた価格でも即決する場合など)
- ・やたらと周囲を気にする、取引を急がず顧客 等々

※届け出たことは顧客に漏らしてはいけません。(法第8条第4項)

このほか、特定事業者には

- ・顧客等の取引時確認
- ・確認記録、取引記録等の作成及び保存(7年間保存)

等の義務が課されています。

厳格な取引時確認を実施することでマネー・ローンダリングの防止につながり、記録を適正に保存することで事後的な資金の追跡を可能にする効果があります。

マネロン対策は適正な事業者を守るためにも重要です!

◆届出方法や届出先は「警察庁」A F I C」ウェブサイトで確認できます。

疑わしい取引の届出と届出先行政庁

検索

<https://www.npa.go.jp/soshikihanzai/jafic/todoke/todotop.htm>

◆届出は、電子政府総合窓口(e-Gov)を利用した電子申請が便利です。

★京都府警察本部犯罪情報分析課犯罪収益対策係

TEL 075-451-9111(内線4091~4097)



京都府警